

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成26年7月1日

七ヶ浜町財政課

七ヶ浜町が発注する東日本大震災に伴う復旧・復興工事等において、被災した地域の早期復旧を図るため、現場代理人の常駐義務の緩和措置について、下記のとおり改正する。

記

1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

(1) 工事内容

東日本大震災に伴う復旧・復興工事及び通常工事等とし、仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載があること。

(発注者が、単独の現場代理人が必要と判断する場合は、仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載をしないことにより、従来どおりの取扱いをすることができる。)

(2) 発注者

七ヶ浜町及び水道事業所

(3) 施工場所

七ヶ浜町内であること。

(4) その他

この緩和措置により、2件の工事を兼務している現場代理人は、監理技術者又は専任の主任技術者と兼務できない。

(技術者が現場代理人を兼務し、かつ、2件の現場を兼務できるのは、その2件の現場が上記の(1)から(3)の条件を満たし、その2件の工事の下請契約の請負代金総額がそれぞれ3,000万円未満(建築一式工事は4,500万円未満)である場合。)

2 現場代理人の兼務承認等

現場代理人の兼務については、現場代理人兼務承認願(別紙様式)に所定の事項を記載し、発注担当課の監督員に提出し、発注者の承認を得なければならない。

なお、現場代理人兼務承認願に記載する連絡員とは、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営・安全管理等を行うことができる者であること。

3 現場代理人兼務の不承認等

発注者は、現場代理人兼務承認願について、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、不承認とすることができる。また、承認後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、現場代理人の常駐を求めることができるものとする。

4 適用

平成26年7月1日から適用する。

(様式)

現場代理人兼務承認願

平成 年 月 日

七ヶ浜町長

殿

(受注者)

住 所

氏名又名称

印

下記の工事について、下記のとおり現場代理人を兼務させたいので承認願います。
記

1 現場代理人通知書提出済工事

(1) 発注者名

(2) 工事番号

(3) 工事名

(4) 工事場所

(5) 請負代金額

(6) 工期

(7) 連絡員名

(8) 現場代理人と監理技術者（又は主任技術者）との兼務の状況 あり・なし

2 現場代理人通知書未提出工事

(1) 発注者名

(2) 工事番号

(3) 工事名

(4) 工事場所

(5) 請負代金額

(6) 工期

(7) 連絡員名

(8) 現場代理人と監理技術者（又は主任技術者）との兼務の状況 あり・なし

3 兼務現場代理人名

現場代理人兼務承認・不承認書

平成 年 月 日

(受注者)

殿

(発注者)

上記の現場代理人兼務については、承認・不承認 とします。
なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。

※1 受注者は、現場代理人未提出工事の監督員に2部提出すること。

※2 添付書類 現場代理人提出済工事の工事請負契約書の写し、兼務する工事現場の位置・経路図